## 兵庫県立大学会計研究科規程第1号

## 会計研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院学則(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第76号。 以下「大学院学則」という。)に基づき、兵庫県立大学大学院会計研究科(以下「本研究科」 という。)の教育研究上の目的、教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定める ものとする。

(専決事項の規定)

第2条 公立大学法人兵庫県立大学決裁規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第6号) 第4条に規定する専決事項として会計研究科長(以下「研究科長」という。)が専決するもの について、本規程においては、研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(研究科における教育研究上の目的)

第3条 本研究科は、監査業務や税務業務などの担い手、企業など民間部門における専門的な実 務の担い手、自治体など政府・非営利部門における専門的な実務の担い手として、高い資質・ 職業倫理・専門的能力に加えて、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力など 高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人の育成を目的とする。

(授業科目及び単位の計算)

- 第4条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表第1のとおりとする。
- 2 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準をもって1単位とする。
- 3 各年度の開講科目名、授業時間数は学年の始めに告示する。 (履修科目の届出)
- 第5条 学生は、履修しようとする授業科目については、毎学年の所定の期日までに履修科目の 届出をしなければならない。
- 2 各学期において、履修科目の届出を行うことのできる単位数は原則として18単位以内とする。 前段に定める単位数の計算は、通年科目にあってはその単位数に2分の1を乗じて得た数を 当該科目の単位数として行う。
- 3 学生は、履修科目の届出をした授業科目でなければ試験を受けることができない。
- 4 届出期限後の履修科目の変更は、正規の手続による履修科目の取消しの場合を除き、認められない。
- 5 前項の規定にかかわらず、開講科目、授業時間割等が中途変更されたときは、その都度、 履修科目の届出の変更を認める。

(他研究科又は学部の授業科目の履修等)

第6条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、会計研究科教授会(以下「教授会」とい

- う。) の意見を聴いた上で、学生に他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。
- 2 研究科長は、前項の規定により他の研究科又は学部の授業科目の履修を許可するときは、履 修先の研究科長又は学部長と協議しなければならない。ただし、経営学研究科、経済学研究科 及び経営研究科にあっては、この限りではない。
- 3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、本研究科において 修得したものとみなすことができる。

(他大学院における授業科目の履修等)

- 第7条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。)と本研 究科との協議に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学院の授業科目を履修させ ることができる。
- 2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、本研究科が修了要件 として定める単位数の二分の一を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得 したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第8条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、前条の規定により本研究科において修得 したものとみなす単位数と合わせて、本研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超 えないものとする。
- 3 学生は、入学前の既修得単位の認定を受けようとするときは、既修得単位認定願を所定の期 日までに学務所管課に提出しなければならない。

(他大学院学生の受入れ)

第9条 研究科長は、他の大学院の学生が本研究科の授業科目の履修を願い出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

(転研究科)

- 第10条 研究科長は、学生が転研究科を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。
- 2 研究科長は、前項の規定により転研究科の許可をする場合にあっては、希望先の研究科長と 協議しなければならない。
- 3 研究科長は、他の研究科の学生で本研究科に転研究科を希望する者があるときは、選考の 上これを許可することができる。
- 4 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定については、研究 科長が、教授会の意見を聴いた上で、これを行うものとする。
- 5 第3項の選考に関して必要な事項は、研究科長が教授会の意見を聴いた上で、別に定める。 (授業科目の成績)
- 第11条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。
  - (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。

- (2) 合格した授業科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した授業科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評 語	区 分	評価の基準			
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績			
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績			
В	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績			
С	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績			

- 2 合格した授業科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている授業科目については、その単位を認めない。 (履修方法に関する他の規程への委任)
- 第12条 この規程に定めるもののほか、履修方法等については、会計研究科履修規程の定めると ころによる。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、 なお従前の例による。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附即

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、 なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

		1		1. 187	T
区分	授業科目の名称	配当年次	必修	立数 選択	備考
	会計職業倫理 基礎演習	1 1	2 4		
基本科目	<ul><li>簿記 I</li><li>財務会計</li><li>原価計算 I</li><li>管理会計 I</li><li>監查概論</li><li>租税法 I</li><li>公会計概論</li><li>経営学概論</li></ul>	1 1 1 1 1 1 1 1	7	2 2 2 2 2 2 2 2 2	10単位以上修得。
	ミクロ経済学 企業法概論 統計学	1 1 1		2 2 2	18単位以上修得。
発 展 科 目	<ul> <li>簿会会会会国英 I 財原管経管監内 I 監租法所租政公非行ニ公経経経生人マ財ビビマ財民民会会経記計計計際文下務価理営理査部T査税人得税府営営政ュ会営営営産的一務ジジク政法法社社営工工工工業</li> <li>「 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I</li></ul>	1 1 1 1 2 2 2 1 2 2 1 1 2 2 1 1 2 2 1 1 2 2 1 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2		222222222222222222222222222222222222222	
応用・実践科品	財務会計ケーススタディ 管理会計ケーススタディ 監査ケーススタディ 租税法ケーススタディ 公会計ケーススタディ 公学さる	2 2 2 2 2 2 2 2		2 2 2 2 2 2 4	4 単位以上修得。
目	研究演習   修 了 所 要 単	48単位以上			
	じ 1 川 女 毕	1 1 平世以上			